

## 宗像市都市構造分析業務委託仕様書（案）

1. 業務名 宗像市都市構造分析業務委託

2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

本市では、公共施設の老朽化が進行しており、建築後30年を経過している施設は、全公共施設の延床面積の60%以上を占めている。加えて、人口減少、物価高騰といった社会情勢の急激な変化の中でも、公共施設を管理し、公共サービスの提供を維持する必要がある。

本市では、令和5年度から公共施設の包括管理を導入し、民間事業者のノウハウを取り入れることで、公共施設の安全性の向上と長寿命化を図っており、公共施設の管理水準は高水準で保たれているが、将来にわたって公共サービスの提供を持続可能なものとするためには、将来的な人口分布や年齢構成を鑑みた都市構造分析を行い、集約化・複合化も含む公共施設の更なる適正化を検討、推進していく必要がある。

そこで、本業務により、公共施設の情報と各種計画及び統計データなど、多角的な情報を重ね合わせ可視化した宗像市の都市構造分析及びそれらを踏まえた公共施設の再編案を作成することで、令和9年度以降、各公共施設の適正化を具体にし、数十年先を見据えた中長期での「まち」の在り方の検討材料とする。

4. 本業務を踏まえた公共施設適正化推進のロードマップ

【令和8年度】

- ・施設カルテ作成
- ・都市構造分析、再編案作成（本業務）

【令和9年度以降】

- ・庁内外での情報共有を進め、中長期での「まち」の在り方を検討

## 5. 業務内容

### (1) 将来の宗像市（離島を含む）の都市構造分析

宗像市における公共施設アセットマネジメント推進計画、立地適正化計画等の各種計画や法令、今年度に別業務で作成する施設カルテの情報を含む公共施設の情報、保育や福祉などの民間事業者施設の分布、公開されている国立社会保障・人口問題研究所の人口推計、都市開発動向、他自治体の先進事例、市内での検討状況などの整理を行う。

整理した情報を加味し、本市における2050年までの5年ごとの人口分布及び年齢構成を推計し、公共交通やその他の関連する分野の都市構造の変遷を分析の上、アセットマネジメント推進計画における公共施設保有総量の削減目標を踏まえた市全域の2044年時点の公共施設再編案を検討、提案すること。

また、これらを地図上において可視化すること。なお、可視化したデータは、市内での議論、市外における住民等とのワークショップなどに活用するものとする。

### (2) 短中期での再編ロードマップの提案

(1)での分析結果及び再編案をもとに、令和9年度以降に市内で議論を進めるため、10年間程度の短中期での再編のロードマップを作成すること。

作成する再編ロードマップは、以下の観点から計3件以上、検討、提案すること。

- 市内の特定の地域内の公共施設の再編ロードマップ（2地域以上）
- 市全域における学校やスポーツ施設、コミュニティ・センターなど複合化の可能性が高い用途・機能を有する公共施設の再編ロードマップ（1件以上）

(1)、(2)の業務において、適宜、発注者と情報共有し、検討の方向性を確認の上で進めること。

## 6. 業務工程

受注者は、本業務の実施にあたり、その工程について発注者の承認を得ること。

## 7. 打ち合わせ

受注者は、作業の進捗状況に応じて、月1回程度、発注者と打ち合わせを行うものとし、その日程については発注者と協議の上、決定する。また、打ち合わせ後は、速やかに記録簿を作成し提出するものとする。

## 8. 資料の貸与

- (1) 本業務の実施に当たり、発注者は受注者に対し、作業に必要な発注者が作成又は保有している各種計画書等の資料を貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取扱いを行うこと。
- (3) 本業務の完了後は、速やかに発注者に返却しなければならない。
- (4) 貸与資料については、発注者の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外で使用してはならない。

## 9. 調査協力

発注者は、受注者より文書の提示及び調査依頼を受けた場合は、支障のない限り調査協力するものとする。

## 10. 成果品

「(1) 将来の宗像市の都市構造分析」によるもの

- ① 2050年時点での都市構造分析の結果
- ② 2044年時点での公共施設の再編案
- ③ ①、②を地図上において可視化したもの

「(2) 短中期での再編実施案の提案」によるもの

- ④ 特定地域の公共施設の再編実施案（2地域以上）
- ⑤ 市全域における複合化の可能性が高い用途・機能を有する公共施設の再編実施案（1件以上）
- ⑥ その他、本業務を実施する上で作成したバックデータ等

成果品は編集可能なデータで提出すること。

なお、分析手法や分析結果に至るプロセス、再編案について、報告会をもって報告すること。回数及び日程については、発注者と協議の上、決定する。

## 1 1. 留意事項

- (1) 本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本業務の成果品を発注者の了承を得ずに、発注者への納品用途以外に利用してはならない。
- (3) 本業務履行に際して必要な人件費、取材費、旅費等は全て当初の契約金額に含むものとする。

## 1 2. 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受注者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者の許可を得た上で業務の一部を委託することができる。

### 1 3. 受注者の責任

本業務において、次の各号に掲げる事項は受注者の責任とする。

- (1) 本業務の実施にあたり、受注者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。
- (2) 本業務において必要な手続き及び発注者が貸与する以外の資料収集は、原則として受注者が行うものとする。
- (3) 本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は関連する項目を再検査し、受注者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。
- (4) 受注者は、本業務終了後1年以内において過失または疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処理をするものとする。

### 1 4. 秘密の保持

受注者は、発注者が提供する貸与物及び本業務の実施中に生じる全ての成果物を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務において業務上知り得た情報を他に漏らしてはならず、本業務終了後も同様とする。

### 1 5. 損害賠償等

受注者は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、全て受注者の責任において解決するものとし、発注者に発生事由及び処理結果を文書にて報告するものとする。

### 1 6. 支払いについて

業務完了後、適法な請求書の受領後、30日以内に支払うものとする。

### 1 7. その他

本仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。